

消防法改正における自主防災と 被災者の受容れとの両立を目指して

施設課 仲田 純久

I. はじめに

平成21年6月の消防法の改正により自主防災体制の見直しが必要となった。これにより大規模災害マニュアルに自主防災体制の内容を追加することが義務付けられた。人員数に余裕が無い中、新たに必要な自主防護活動を含めて活動を行うことになり班編成や役割の重複など大幅な変更が必要となった。

この新体制において震災を想定した防災訓練(火災含む)を行い、震災の被災者の受け入れと同時に院内被害による一部避難を行ったので報告する。

II. 訓練の目的

消防法による自衛防護隊の設置と、病院として被災者の受け入れ準備の開始を同時進行で行わなければならない。このため、人員不足から状況に応じて役割を変更しやすい班体制とした。この体制が十分機能するかを重点的に確認しながら行った。

III. 結 果

体制変更後の訓練では、避難訓練だけであれば特に問題なく行うことができた。

被災者の受け入れと一部避難を同時に行ったときには、役割が重複した班では班員の振り分けが難しく、自衛防護隊に人員を配分したため受け入れ側の準備の遅れ、また本部に集まる情報が錯綜し処理が追いつかず、全体の把握が難しくなる等の問題点が分かった。

しかし院内の安全が確認され、受け入れだけの体制になると大きな問題もなく訓練を行えた。

IV. 今後の対策と検討課題

自主防災と被災者の受け入れ体制が重なっているときの対応が難しく、この間は活動できる人数などを考慮し優先順位を明確にして受け入れ準備を進めていくことが必要である。また、院内の状況を早急に把握し安全が確認できれば自衛防護隊を解散し班員を受け入れ体制側に組み込めることから、院内の被害調査を迅速かつ正確に行う方法などを検討していきたい。

7-3病棟におけるエンゼルメイク改善の 取り組みと現状

7-3病棟 井出 純代 齋藤奈緒子

I. はじめに

近年、死後ケアに関心が高まり、全国でエンゼルメイク研究会が発足され、研修等も多くなった。当病棟では、逝去時の看護の一環として、スタッフが個人の使い古したメイク道具を用い死化粧を行っていた。その現状に違和感を覚え、エンゼルメイクの第一人者である小林光恵氏の研修に2名のスタッフが参加した。受講したことで、従来のエ

ンゼルメイクの質の低さに気付き、エンゼルメイク改善の取り組みを始めた。この2年間の取り組みについて報告する。

II. 取り組みの実際

まずは、研修内容を実践して見せていった。一番の取り組みは、清拭からシャワー浴に変えていった事である。2007年9月からの2年余りで、約9割近くの患者さんにシャワーを行うことができた。